

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021257 14-a00026 SK2021256

③ 施設の情報

名称：久留米市松柏園	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：橋本昭典	定員(利用人数)： 16 名
所在地： 非公開	
TEL： 非公開	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 55 年 4 月	
経営法人・設置主体(法人名等)：久留米市	
職員数	常勤職員： 名 非常勤職員 5 名
有資格 職員数	保育士 2 名
施設・設備 の概要	(居室数) 2DK 15室 (設備等) 集会室 ・ 学習室 1DK 15室 相談室 ・ 事務室

④ 理念・基本方針

理 念

久留米市松柏園は、母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、その尊厳を尊重し、生活を守ることを徹底して追及します。

基本方針

子どもの最善の利益を追求します。

母親と子どもの人権を擁護します。

社会的養護の質の向上を目指します。

地域社会に貢献します。

⑤ 施設の特徴的な取組

経済的、精神的に困窮している母子に対して、安定した生活が送れるように支援を行っている。子どもに対しては、学習支援と施設独自の行事を通して、みんなと協力して最後までやり遂げる力を身につける支援を行っている。母親には、精神的なよりどころとなるように、定期的に面談を行い今抱えている悩みを解決し、家族全員の笑顔が出る支援を心掛けている。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 5年7月6日（契約日） ～ 令和 6年2月14日（評価結果確日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

- 自然に恵まれた環境の中で、公園や小学校に隣接し、広い事業所の中庭の畑や玄関周りのプランターには季節毎の花を植えて、利用者が穏やかに安心して暮らせる環境整備に取り組んでいる。
- 母親の会(睦会)、子どもの会(若竹会)を定期的に自治会活動として開催し、「支援は親に視線は子供に」の思いを職員間で共有し、目配り・気配り・心配りで自立支援に向けて取り組んでいる。
- 子ども達への学習支援と事業所独自の行事や活動を通して、やり甲斐や達成感、協力する事、思いやる心が育つように取り組んでいる。
- 中・長期計画、単年度事業計画、研修計画、職務分担表、各種マニュアルを整備し、記録の充実に取り組んでいる。
- 退所後支援要項(アフターフォロー要項)を定め、久留米市家庭子ども相談課とカンファレンスを行い、自宅に訪問し事業所の行事に招待して、アフターケアの支援に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

- 昭和 55 年竣工で老朽化が進み、全面的な改修や建て替えが検討される時期である。事業所の中・長期を見越して母子生活支援施設が今後も存続していくことを検討されることを期待したい。また、老朽化した事業所の維持管理を円滑にしていくための人員配置も検討されることを期待したい。

- 利用者の多様化が進み、深刻な DV 被害や児童虐待、精神障がい、知的障がい等、障がいがある母親と子どもへの対応が必要であるので、専門性の高い職員の配置(心理職等)と専門性を高める研修受講やスーパービジョンを受ける体制の整備が望まれる。
- 母親と子どもが一緒に生活しながら、24 時間体制の見守りで親子関係の再構築を図ることが出来る事業所の特性を生かし、行政担当、児童相談所、保育所、学校、社会福祉協議会等と協力して虐待等で親子分離に至った親子再構築に取り組み、支援を必要としている地域の母子所帯、子育て困難所帯を関係機関と連携して支援するネットワークづくりに取り組むことを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

母子家庭が抱えるさまざまな課題に応じた支援を実施するために、今回いただいた改善点を精査するとともに、施設の強みを生かした支援に務めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント> 理念や基本方針を見やすい場所に掲示し、睦会(母の会)に配布し、周知を図っている。毎月の職員会議資料に、理念や基本方針を記載して、職員一人ひとりが理解出来るように取り組んでいる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント> 久留米市家庭子ども相談課と連携して、地域の状況を把握し、経営環境の変化に対応している。全母協発行の全母協通信や県母協からのメールを確認して、福祉事業の動向や将来の展望を把握して職員に舎内を図っている。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント> 事業所の現状(利用状況、職員体制、課題)を久留米市に報告し、課題解決に向けた取り組みを話し合っている。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント> 事業所で出来る中・長期的なビジョンを久留米市策定の計画に基づいて、作成している。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント> 事業所の中・長期計画を踏まえた単年度計画を作成し、実行可能な計画作成し、数値や目標の設定が具体的になる様に取り組んでいる。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント> 職員の意見や要望を職員会議や連絡会の中で聴き取り、事業所計画を作成し、実施状況を定期的に確認し、その都度事業所計画の見直しを行っている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
<p><コメント> 事業計画をロビーに掲示し、母親や子どもが何時でも閲覧できるようにしている。行事や懇談時に事業計画の説明を行い、母親と子どもが理解出来るように取り組んでいる。</p>		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント> 職員会議やケース会議の中で職員が話し合い、質の向上に向けた取り組みを検討している。毎年自己評価を実施し、第三者評価を3年ごとに受審し、事業の質の向上を目指している。</p>		
⑨	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント> 評価結果を職員間で検討し、課題について改善に向けて取り組み、定期的に評価、見直しを行い、改善に向けた取り組みが機能しているかを確認している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント> 災害や事故等の有事における責任体制を明確にし、職務分担表に施設長の業務、事業計画書に役割と責任について記載している。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント> 職員会議の中で、遵守すべき法令について施設長が説明し、職員が理解出来るように支援している。久留米市担当職員が法令について説明し職員への周知が図られている。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 事業所が実施している支援内容を施設長が把握し、職員会議やケース会議の中で、職員の意見を求め、課題に取り組んでいる。研修に関しての情報提供を随時行っている。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント> 働きやすい職場環境を目指し、職員の特技や能力を踏まえた役割分担や職場環境の整備に取り組んでいる。行政担当者と連携しながら、職員にも意見を求め、組織内改革や業務改善について話し合っている。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント> 久留米市の募集要項に基づいて採用した職員が事業所に配属されるので、適材適所の人材の確保が困難であるが、施設長を中心に新人職員の教育と育成に取り組み、外部研修や資格取得を奨励し、職員の質の向上に取り組んでいる。</p>		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント> 久留米市新人育成方針に基づいた人事管理が行われ、施設長は職員と個人面談を行い、意見や要望を聴き取り検討し、その結果を踏まえて改善策に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
＜コメント＞ 久留米市新人育成方針に基づいた人事管理が行われ、施設長は職員と個人面談を行い、意見や要望を聴き取り検討し、その結果を踏まえて改善策に取り組んでいる。		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
＜コメント＞ 期待される職員像を明確にして、職員一人ひとりが目標を設定し、施設長との個人面談の中で、職員の目標達成状況を確認し、職員の育成に向けた取り組みを行っている。		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
＜コメント＞ 教育、研修計画に基づいたカリキュラムを作成し、定期的に見直すと共に、外部研修や資格取得を奨励し、職員の質の向上、質の確保に取り組んでいる。		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
＜コメント＞ 新型コロナウイルス対策のため、外部研修の機会が少なかったため、資料を基に行う内部研修の充実を図っている。		
Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
＜コメント＞ マニュアルに基づき、それぞれの専門職に役割分担して、実習生の研修、育成を行っている。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
＜コメント＞ ホームページや広報紙はないが、地域福祉向上のための取組状況、第三者評価受審結果、苦情相談窓口の掲載等、個人情報保護を踏まえた運営の透明性に取り組んでいる。		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

〈コメント〉 福岡県や久留米市の監査指導を定期的に受けて内容を精査し、改善に向けた取り組みを行っている。事業所の運営や計画、要望を行政担当窓口がチェックして電子決済し、事業所運営のための取り組みが行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
〈コメント〉 近隣に小学校があるので、学校との情報交換や学校行事に参加することで交流している。また、母子会への加入や活動への参加を促している。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
〈コメント〉 ボランティア受け入れの姿勢を明文化し、重要事項説明書を基に個人情報の取り扱いについて、受け入れ前に説明している。また、登録や申し込み手続きの書類を用意している。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
〈コメント〉 福祉事務所、児童相談所、保健所、病院、学校等の社会資源とのネットワークを通して連携が図られている。必要に応じて、関係機関とケース会議を行っている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
〈コメント〉 諸事情から地域に施設を開放していないが、地域住民の相談事業を通して、地域の福祉ニーズの把握を目指している。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
〈コメント〉 事業所独自で公益事業を実施することは出来ないが、事業所の存在が母親と子どもの安全な暮らしに繋がる事を啓発できる体制を整えることを期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 地域の各種会合への参加や地域住民との交流は難しいので、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握が出来ない現状の中で、事業所が出来る事を見出し、地域の福祉ニーズの把握に取り組むことを期待したい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
<p><コメント> 母親と子どものプライバシーに配慮した支援について、職員会議やケース会議で情報を共有している。また、プライバシーに配慮して、防犯カメラの設置や居室への立ち入りを行っている。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> 入所予定の母親と子どもの見学時には、行政担当職員が同行し、入所の条件や入所後の生活について詳しく説明し、母親と子どもが安心して入所できるように支援体制を整えている。入所案内やしおりを用意して分かりやすく説明を行っている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
<p><コメント> 入所時や変更時における支援の内容を分かり易く説明し、母親や子どもの要望を聴きながら、自立支援計画を作成している。ケース会議で個別のケースについて検討し、職員間で対応の統一を図っている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント> 措置変更や退所後の生活支援について、行政窓口、福祉事務所、児童相談所、学校と情報交換し、継続して支援出来る体制を整えている。</p>		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント> 毎月、睦会(母親の会)を開催し、母親の意見や要望を聴き取っている。個別に母親と子どものアンケートを行い、要望を受けて、そうめん流しやバーベキューをして楽しむ等、母親と子どもの満足の向上に繋げている。</p>		

Ⅲ—１—（４）母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント> 玄関ロビーに意見箱を設置し、苦情受付責任者や担当者名を掲示して、苦情解決の取り組みが組織として行われている。母親や子どもへのアンケートをそれぞれに行い、意見や要望の把握に取り組んでいる。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p><コメント> 母親や子どもと職員がコミュニケーションを取りながら、何か不満がありそうな様子があれば、話しやすい雰囲気にして聴き取っている。相談室で悩みや心配事の相談も受けている。</p>		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント> 意見箱を設置し、外出時の鍵の受け渡し時に、母親や子どもの表情を観察しながら、声を掛ける等して要望や心配な事を聴き取っている。相談や意見があった場合には職員間で情報を共有し、迅速に対応している。</p>		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント> 事故防止や安全対策に関する研修を行い、職員の共通理解に努めている。マニュアルを整備し、ヒヤリハット報告書で情報を共有して事故を未然に防ぐ体制を整えている。</p>		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 感染症の予防と発生時の対応についてマニュアル化し、感染症対策グッズを用意して、安全確保に取り組んでいる。外部研修に参加した職員が資料を基に報告し、職員間で知識や情報の共有に取り組んでいる。</p>		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント> マニュアルを整備し、母親と子どもが参加して、非常災害を想定した避難訓練を毎月実施し、職員一人ひとりの役割分担の確認を行っている。非常時には行政と常に連絡を取りながら、母親と子どもが安全に避難場所に避難出来る体制を整えている。非常災害に備えた備蓄品を準備してリスト化している。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1） 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a
<p><コメント> 支援ハンドブックを職員に配布し、それを基に支援の内容を確認し、母親と子どもの尊重や権利擁護、プライバシーの保護も含めた支援が実施されている。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント> 毎月開催のケース会議の中で、個別のケースについて職員間で検討している。職員や母親、子どもの意見や提案が、支援の実施方法の見直しに反映できるように取り組んでいる。</p>		
Ⅲ—2—（2） 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> ケース会議の中で、個別のケースについて職員間で検討している。職員や母親、子どもの意見や提案が、支援の実施方法の見直しに反映できるように取り組んでいる。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント> 母親や子どもと面接し、具体的なニーズを本人に記入してもらい、アセスメントを作成している。それを基に自立支援計画を作成し、ケース会議で検討して職員間で情報を共有し、市の担当課職員も参加して担当職員の意見を反映させている。</p>		
Ⅲ—2—（3） 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント> 母親と子どもの支援の状況はケース記録と個別支援表に記載し、身体状況や生活状況等を詳細に記録して、職員間で情報を共有している。施設長は、職員によって記録の差異が生じないように指導している。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント> 職員は、個人情報保護規定を理解して遵守している。母親や子どもの個人情報は鍵付きの保管庫で保管し、職員の守秘義務に取り組み、情報が漏洩しないように徹底している。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 理念と基本方針を掲示し、職員会議等の機会にも権利擁護を踏まえた話をして意識づけを行っている。職員が自己チェック出来る表を掲示し、確認する機会を設けている。</p>		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b
<p><コメント> 不適切な関わりの禁止を職員に徹底し、会議等で禁止行為が行われていないか確認している。職員の暴力や言葉の脅し等、不適切な関わりが発生した場合の対処方法や、発生させないための具体的な取組を期待したい。</p>		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント> 不適切な行為の防止について、母親や子どもに説明している。日常的に声掛けを行う等、コミュニケーションに努め、母親や子どもの様子を見守りながら心理状態の把握に努め、早期に発見できるように心がけている。個別に面談を実施している。</p>		
A④	A—1—（2）—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 子どもと常にコミュニケーションを取りながら、訴えやサインを見逃さず、ケース会議で情報を共有して、不適切な行為に迅速に対応できるように職員間で話し合っている。松柏園だよりや睦会の中で、しつけと体罰の違いを分かりやすく伝えている。</p>		
A—1—（3）思想や信教の自由の補償		
A⑤	A—A—1—（3）—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 睦会（母親の会）で、年間行事の進行や生活全般について話し合い、自分たちの生活について自主的に考えることが出来るよう支援している。また、若竹会（子どもの会）の</p>		

活動を通して、子どもの自己表現、自律性、責任感等が育つよう支援している。		
A—1—（4）主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—（4）—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p><コメント> 自立に繋がるような日常生活の支援に取り組んでいる。希望に応じて、学習支援や習字教室、調理体験等を企画して、職員が活動を共にしながら、母親と子どもの主体性を尊重した支援に取り組んでいる。</p>		
A⑦	A—1—（4）—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参加しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p><コメント> 母親と子どもに、年間行事、季節の行事、伝統行事等への参加を促している。企画にも関わられるように配慮して若竹会と一緒に作り上げ、母親と子どもが参加しやすいように工夫している。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—（5）—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント> 母親や子どもの退所後も、定期的に電話で話したり、季節の便りを送って近況を把握できるようにしている。悩みや心配事の相談に応じ、行政担当窓口や福祉事務所、児童相談所等と連携して、母親や子どもの退所後の支援に取り組んでいる。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑨	A—2—（1）—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p><コメント> 母親と子どもの面接を毎月実施している。それぞれの課題についてケース会議で検討し、関係機関と連携して、課題解決に向けた支援に取り組んでいる。専門職の職員が非常勤で勤務出来る体制を期待したい。</p>		
A—2—（2）入所初期の支援		
A⑩	A—2—（2）—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント> 入所時に、母親と子どもとの面談の中で必要事項を聴き取り、生活課題やニーズを把握して、不足している生活用品を貸し出す等、母親と子どもが安心して暮らせる環境整備に取り組んでいる。入所時は不安が大きいため、小まめに声をかけ話を傾聴し、信頼関係が築けるよう努めている。</p>		

A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A ⑪	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p><コメント> 健康に不安を持つ母親には病院受診に職員が付き添う等、個別に支援している。市役所に同行して手続きをサポートし、経済的に安定した生活を送るために家計の管理や将来に向けた貯蓄の相談等の支援に取り組んでいる。</p>		
A ⑫	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p><コメント> 日常的にコミュニケーションをとる中で、母親の不適切な対応や不安、悩みの早期発見に努め、育児の相談があれば助言する等、親身に対応している。場合によっては保育園、学校の送迎を支援している。</p>		
A ⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p><コメント> 対人関係が苦手な母親には、その方のペースで可能な対人関係が築けるよう、常に様子を観察しながら支援している。母親の仕事や子育てのストレスに職員が気づき、カウンセリングの希望があれば対応している。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A ⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p><コメント> 母親のニーズに合わせた保育支援や保育所への送迎、病院受診の支援を行い、子どもの発達段階、成長過程に応じた養育支援に取り組んでいる。中庭にバドミントンのネットを張り、バスケットのゴール板を設置する等環境を整備し、遊びの中でも子どもの成長を確認している。</p>		
A ⑮	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p><コメント> 年齢に応じて、子どもが落ち着いて学習に取り組む事のできる環境整備を行っている。学習ボランティアによる学習支援や奨学金制度の相談に応じる等、子どもが自立するための体制づくり(進路、学習、悩み)の支援に取り組んでいる。</p>		
A ⑯	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p><コメント> 職員は、子どもの信頼できる大人のモデルとして日常的に関わる事で、安心できる関係を築き、大人に信頼感を持てるよう支援している。また、学習ボランティアや実習生等、多くの出会いの機会を設け、様々な経験が積めるよう支援している。</p>		

A ⑰	A—2—(4)—④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p><コメント> 中学生や高校生には、性に関する正しい知識を得るための小冊子を配布し、年齢や発達段階に応じて、正しい性についての知識が得られるように、日常生活の中で必要性を感じた場合には個別に支援している。</p>		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A ⑱	A—2—(5)—① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p><コメント> 緊急時対応マニュアルを整備し、24時間の受け入れ体制を整え、一時保護用として2部屋確保して生活用品を揃え、緊急時に対応出来る支援に取り組んでいる。</p>		
A ⑲	A—2—(5)—② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント> DV防止法に基づく保護命令制度や支援措置等の情報の提供を行い、弁護士を紹介や、調停、裁判等への同行支援、他施設への転居等に取り組んでいる。</p>		
A ⑳	A—2—(5)—③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント> 施設内のカウンセラーを中心に心理的ケアを継続的に実施し、DVからの回復を支援している。また、必要に応じて自助グループ等の活用も支援している。</p>		
A—2—(6) 子どもの虐待状況への対応		
A ㉑	A—2—(6)—① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p><コメント> 個別のケース会議を開催し、子どもと個別に話す機会を設け、思いや意向、心配な事を聴き出し、職員間で情報を共有している。心理士によるカウンセリングを月2回実施し、感情表現を大切に、自己肯定感や自尊心の形成に繋げている。</p>		
A—2—(7) 家族関係への支援		
A ㉒	A—2—(7)—① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント> 母親や子どもと個別に話す機会を設け、意見の相違や感情の行き違いがある場合は、双方に介入して蟠りの解消に取り組んでいる。カウンセラーによるカウンセリングを定期的に行い、家族関係の悩みや不安に対する支援に取り組んでいる。</p>		

A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A ⑳	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント> 病院受診の付き添いを行ったり、障がいや精神疾患等の配慮が必要な場合は社会資源を活用し、関係機関と連携して、母親と子どもが安心出来る支援体制の構築を目指している。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A ㉑	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント> 母親の経験や希望に配慮してハローワークの活用等の情報提供を行い就労に繋がるように支援している。また、資格取得するための情報や早期に就労できるように支援している。</p>		
A ㉒	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
<p><コメント> 就労継続が困難な母親については、行政や福祉事務所と話し合い、就労体制の調整や勤務時間に配慮して貰い、本人の状態に合わせて就労継続が出来るように支援している。困難な場合は、関係機関と連携し、母親の負担軽減に取り組んでいる。</p>		